

小出地区まちぢから協議会 令和7年10月運営委員会 次第

日時：令和7年10月16日（木）19時～

場所：小出地区コミュニティセンター 大会議室

1 開会

2 小出地区まちぢから協議会 会長あいさつ

3 議事

(1) 部会以外の団体からの活動報告、お知らせ等

(2) 買い物支援（移動販売）について

(3) 公募委員の募集について

(4) 各部会からの活動報告等

- ・ 社会福祉部会
- ・ 子ども育成部会
- ・ 防災部会
- ・ 地域活動部会
- ・ 県道七曲り整備部会
- ・ 下寺尾遺跡部会
- ・ 環境保全部会
- ・ 広報部会

(5) その他

4 今後のスケジュール

・ 12月運営委員会 12月18日（木） 19時～ 小出コミセン 大会議室

5 閉会

買物支援に関する取組の実施について

【取組概要】

車などでの移動や徒歩での遠出が難しく、日常の買い物に困難を抱える方を支援するため、次の企業による移動販売車にて民間の福祉施設や公共施設などを巡回し、日用品雑貨や食料品等を販売する取組を行います。

具体的には、令和6年度に締結した「茅ヶ崎市とスギホールディングス株式会社との包括連携に関する協定」に基づき、スギホールディングス株式会社（スギ薬局）による移動販売を令和7年9月8日から開始したことに加え、今後、新店舗のオープンに伴い市に営業があった株式会社マルエツによる移動販売を順次進めていきます。

市としては、今後も、地域ニーズの収集や移動販売車停留所の拡大、販売事業者の獲得に努め、引き続き、買物弱者への支援を行います。

【依頼事項】

株式会社マルエツによる移動販売の開始にあたり、停留場所の選定が必要となるため、各地区につき、2カ所程度の候補地を選定し、以下に記載する第2層地域支え合い推進員の地区担当者に連絡して、調整をしていただくようお願いします。

※スギホールディングス株式会社の停留場所についての希望がある場合は、スギ薬局高田店（担当：楠山様 080-6571-0211）に直接ご連絡をお願いします。

連絡先：茅ヶ崎市社会福祉協議会（電話：85-9650）

第2層地域支え合い推進員一覧

茅ヶ崎	茅ヶ崎南	南湖	海岸	鶴嶺東	鶴嶺西	湘南
★奥村 江崎	★栢沼 溝口	★溝口 高橋	★溝口 高橋	★高橋 原田・栢沼	★原田 溝口	★栢沼 奥村
松林	湘北	小和田	松浪	浜須賀	小出	
★奥村 新田	★原田	★鈴木 奥村	★鈴木 高橋	★鈴木 原田	★高橋 原田	

★主担当者

事務担当
高齢福祉課
スギ薬局：須藤・渡部
（電話番号 81-7162）
マルエツ：本多・太田・三橋
（電話番号 81-7163）

～実施企業の概要～

①スギ薬局

実施会社	スギホールディングス株式会社 現在、市内で3店舗を経営。
実施時期	令和7年9月8日～ (停留場所:民間高齢者施設、しおさい南湖、松林ケアセンター、小出コミュニティセンター)
販売体制	車両:1台 専任スタッフ:1名
販売頻度等	原則として、事前に取り決めた日時・場所に訪問して販売 30分(設営等含む)
販売品目	おにぎり・パン・乳製品・バナナ・加工食品・健康食品・調味料・シャンプー・スタイリング剤・食器用洗剤・衣料用洗剤・おむつ・歯ブラシなど (生鮮食料品、医薬品は販売対象外)
販売スペース	標準的に必要な販売スペースは駐車場2台分
停留場所選定	「茅ヶ崎市とスギホールディングス株式会社との包括連携に関する協定」に基づき、市がしおさい南湖、松林ケアセンター、小出コミュニティセンターを選定し、スギ薬局は民間高齢福祉施設を中心に順次拡大。
停留要望連絡先	スギ薬局高田店(担当:楠山様 080-6571-0211)

②マルエツ

実施会社	株式会社マルエツ 現在、市内で2店舗を経営、令和7年11月に新店舗オープン予定
実施時期	令和7年11月以降(新店舗オープン後)
販売体制	車両:2台 専任スタッフ:3名
販売頻度等	原則として、週に1回、決められた場所に訪問して販売 60分(設営15分・販売30分・撤収15分)
販売品目	野菜・果物・肉・魚・牛乳・パン・加工食品・お米・調味料・日用品など
販売スペース	標準的に必要な販売スペースは、5×10m(駐車場5台分)
停留場所選定	自治会等の地域団体からの連絡を受け、第2層地域支え合い推進員の地区担当者を中心に各地区のニーズを把握し、販売スペースの候補地となる場所を選定(候補地は(株)マルエツの販売状況調査のうえ決定)
停留要望連絡先	第2層地域支え合い推進員の地区担当者(市社会福祉協議会)

公募委員募集概要

1. 現在の公募委員

◎選任：令和6年5月16日（木）総会にて

◎人数：5名（菊地萌委員・佐藤幸子委員・古市進一郎委員・鈴木裕委員・杉山陽一委員）

◎任期：2年間（令和6年5月16日～令和8年5月）

2. 公募委員の考え方

様々な地域住民の方参画していただき、担い手不足、新たな手法（アイデア）をまちから協議会に活かすため。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例

（認定）

第2条第2項第4号 重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、地域住民に開かれた場である必要があることから、コミュニティの重要事項の決定に認定区域に住所を有する住民が公募によって関われることが必要です。

【解 説】

*「重要事項の決定」とは？

⇒ 市長が認定するコミュニティの組織や運営等についての方針を定めることです。

*「関与する者」とは？

⇒ 市長が認定するコミュニティの組織や運営等についての方針を決定する場である運営委員会等といった組織に関わる人のことです。つまり、運営委員会等の構成員を指しています。

上記の2つから、コミュニティの運営委員会等に公募の住民が関わっているものであることとなります。

公募の住民については、市長が認定するコミュニティの活動目的に賛同し、自らの意思でその活動に参加することとなります。そのため、公募の住民の参加については、住民個人の考えに委ねるところとなり、必ずしも市長が認定するコミュニティの全てにおいて公募の住民の参加があるとは限りません。

しかしながら、コミュニティの開放性や透明性を確保し、少数者の意見も傾聴するためには、重要事項の決定に公募の住民が関与できることが重要であることから、公募の住民が参加していること、公募の住民の参加を呼び掛けるための取り組みを現に行っていること、又は今後行う予定であることが必要となります。

3. 選考委員会議要綱・選考要領

別紙のとおり

4. 今後の選考スケジュール

別紙のとおり

小出地区まちぢから協議会委員選考委員会議要綱

(設置)

第1条 小出地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち公募による者を
選考するため、小出地区まちぢから協議会委員選考委員会（以下「委員会」という。）
を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、協議会の委員のうち公募による者を選考する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、協議会の会長をもって充て、副委員長は、協議会の副会長をもって充てる。

3 委員は、前項を除く協議会の役員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会
に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

小出地区まちぢから協議会公募委員選考要領

(1) 募集方法

募集は、広報媒体として広報紙、市ホームページ、公共施設への配架、広報掲示板、地区内自治会での回覧等により行う。

募集期間は令和8年1月5日（月）から1月30日（金）までとする。

(2) 応募に必要な書類及び応募の方法

応募に際しては「小出地区まちぢから協議会公募委員応募用紙」を用いて提出することとする。

応募は、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法によるものとする。

(3) 公募委員の選考方法

応募者から提出された応募用紙の内容に基づいて一次選考を行い、一定以上の得点の者に対して面接による二次選考を行う。

ア 「小出地区まちぢから協議会公募委員応募用紙」記載事項の評価

1) 用紙に記載の内容について総合的に評価する

2) 採点方法

応募用紙に対する採点は、

- ① 委員になってやってみたいことが明確か
- ② 小出地区の現状や課題への知識・理解があるか
- ③ 地域活動に取り組む立場としての姿勢があるか

の3項目に関して、別表1の評価基準に基づき行う。

別表1

評価基準	点数
特に優れている（ぜひ採用したい）	5
優れている（採用してもよい）	4
普通（少し物足りない）	3
やや劣っている（無理に採用しなくてよい）	2
劣っている（採用は控えるべきである）	1

3) 順位づけ

選考委員により採点された得点を応募者ごとに合計し、合計得点が45点以上（合計得点の60%以上）の者を決定する。

イ 面接審査

1) 面接の方法

一次選考の合計得点45点以上の者について、選考委員による二次選考を実施する。

2) 採点方法

面接における採点は、

- ① 対人能力・コミュニケーション能力があるか
- ② 広い視野で地域のことを考えられるか
- ③ 年間を通じた協議会への出席は可能か

の3項目に関して、別表2の評価基準に基づき行う。

別表2

評価基準	点数
特に優れている（ぜひ採用したい）	5
優れている（採用してもよい）	4
普通（少し物足りない）	3
やや劣っている（無理に採用しなくてよい）	2
劣っている（採用は控えるべきである）	1

3) 順位づけ

選考委員によって採点された得点を二次選考対象者ごとに合計し、合計得点が45点以上（合計得点の60%以上）の応募者の中から候補者を選定する。

ウ 公募委員の決定

1) 公募委員の決定

候補者の中から、次の項目を考慮しながら〇名程度を決定する。

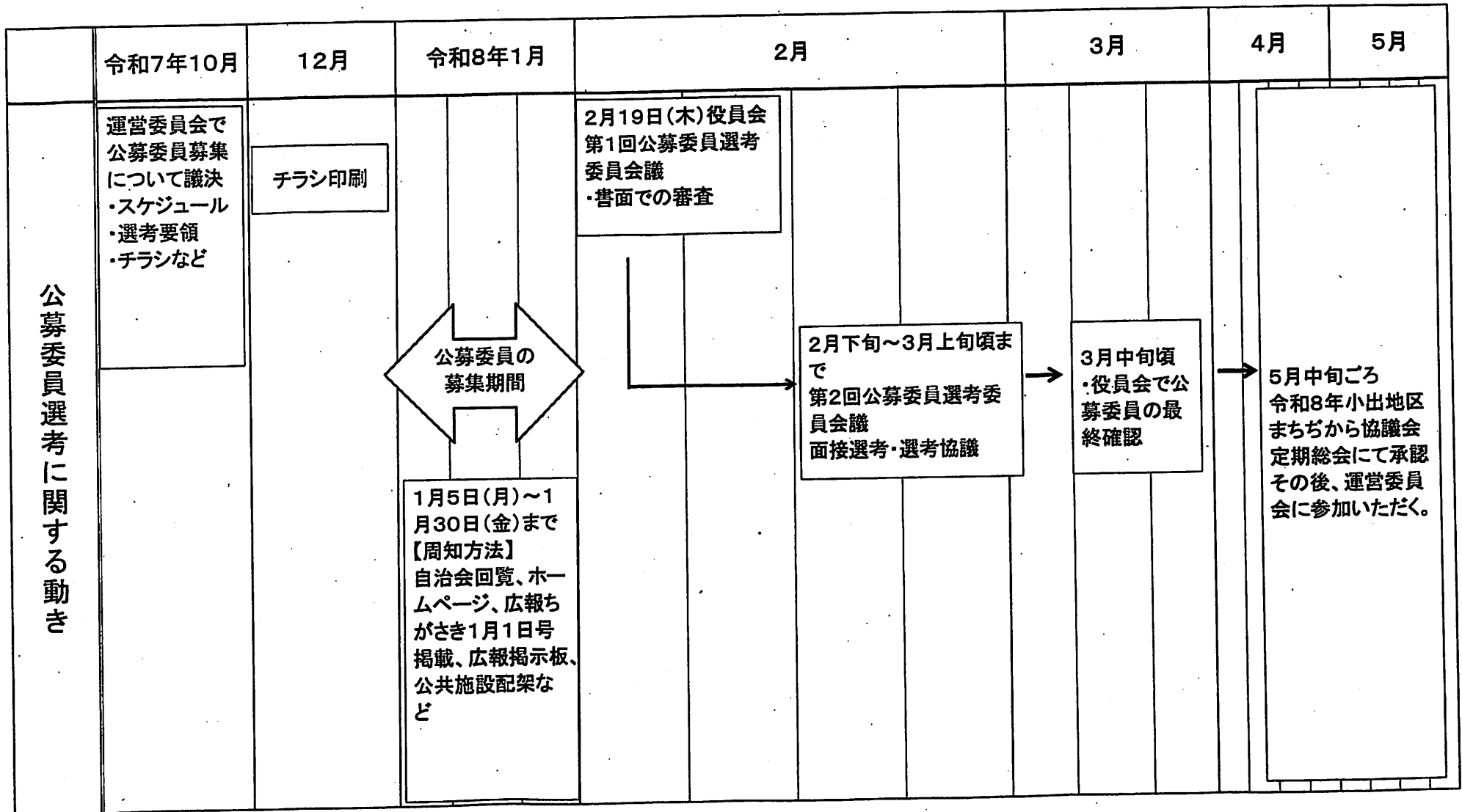
- ① （性別要件）公募委員が2名以上の場合、可能な限り男女比率が均等になるよう考慮する。
- ② （年齢要件）幅広い年齢層の意見を求めるため、年齢比率を加味する。

の3項目により公募委員を決定する。

2) 選考結果の通知

選考結果については、書面もしくはメールにより応募者に通知する。

別紙 : 小出地区まちぢから協議会 公募委員選考に関するスケジュール(案)



小出地区まちぢから協議会

公募委員を募集します！

募集期間 令和8年1月5日(月)～1月30日(金)【必着】

小出地区では、自治会をはじめ地区内で活動をしている各種団体で「小出地区まちぢから協議会」を組織し、地区内の課題解決に向けての取り組みを進めています。
この度、この協議会のメンバーとして、地域課題等について一緒に考えていただく委員を募集します。

- ★募集人数 ○名程度
- ★応募資格 小出地区に在住・在勤・在学の方
- ★選考方法 応募用紙による書類選考及び面接選考
(書類・面接の内容のほか、男女の比率や年齢比率等も勘案いたします。)
- ★任 期 令和8年5月から2年間
- ★内 容 年間6回の定例会への参加、各部会活動への参加など
- ★活動場所 小出地区コミュニティセンターほか
- ★報 酬 なし
- ★応募方法 「小出地区まちぢから協議会公募委員応募用紙」(小出地区コミュニティセンター、小出支所で配布。市ホームページからダウンロードも可)を小出地区コミュニティセンター、小出支所、または市民自治推進課へ提出してください。[①持参 ②郵送 ③ファクス ④電子メール]



【問い合わせ先】

小出地区まちぢから協議会	市民自治推進課
小出地区コミュニティセンター内	電 話 (0467) 81-7126
電 話 (0467) 54-6525	ファクス (0467) 87-8118
ファクス 同上	メール shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

小出地区まちぢから協議会 公募委員応募用紙

応募日 年 月 日

フリガナ

お名前 _____

ご住所 _____

※小出地区に在勤・在学の方は、勤務先等をご記入ください。

電話番号 () 年齢 歳

電子メール _____

日頃地域で行っている活動があればお書きください。

(次ページへ続く)

小出地区がもっと住みよい地域になるために想うことをお書きください。

(協議会が取り組んだ方が良くと思われることや、ご自身が取り組んでみたいことを記入してください。)

特記事項があればお書きください。

(専門的な資格やパソコン、ホームページ製作など、得意な分野がありましたらご記入ください。)

※ご記入いただいた個人情報につきましては、委員の選考目的以外には使用いたしません。

○部会名 社会福祉部会

○部会長 五十嵐清夫

○スローガン（標語） 健康長寿の地域づくり

○課題 未病改善・健康増進に向けた事業活動

○短期的取り組み又は目標

1. 買い物（移動）支援に関する件
2. 相州小出七福神巡りに関する件
3. 「福祉の出前サービス」に関する件
4. その他

○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）

部会：9/26（金）19：00～（第1会議室）

1. 買い物（移動）支援に関する件

B班 移動支援について

- イ. 9月13（土）「ほのぼの小出」の行事に、ふれあいの森、ニッショウスマイルステーション大庭、リフシア矢畑の3事業所による移動支援の協力を頂いた。9名の方が利用
その結果、1事業所だけでなく複数の事業所にお願ひし、これからの利用者増や事業所による配車の都合等を考えると、複数方式を取り入れる事が有効に機能すると判断できる。
- ロ. 9月の「ほのぼの小出」でトライ出来たので、新たに2事業所に協力をお願いする事にした。
覚書の調印について日程を調整する。

2. 相州小出七福神巡りの件

- イ. 令和8年1月11日の役割分担について
- ロ. 七福神めぐりと連携した「小出地区クリーンキャンペーン」について
- ハ. 明治安田生命から健康チェック等のイベント参加について

3. 「歌声喫茶」に関する件

- イ. 9月28日16：00～自治会連合会で説明をする事になった。

4. その他

- ① 情報交換について
- ② 令和8年度に取り組む課題について
- ③ その他

次回 10/29（水）19：00～

○部会名 子ども育成部会 ○部会長 佐藤幸子

○課題	子ども達が地域の見守りの中で安心して学校生活をお送ること
○短期的取り組み又は目標	・見守り活動（小出小児童の登下校時） ・見守りボランティアの募集
○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）	・登下校の見守り活動 ・子ども110番の家のステッカー配布 ・9/24(火)定例会にて 10/8(水)小出小交通安全教室の見学 1/11(日)相州小出七福神 白峰寺にてパン、甘酒など販売予定 ・みずきB班集合場所の雑草を茅ヶ崎市役所緑地公園課に依頼 9/28 市民集会にて塩崎副市長に北陽中通学路の進展状況を聞かれ何も進んでいないと報告。次の日道路管理課から連絡があり時間と予算が取れ次第作業をするので待っていて欲しいとの事。

○部会名 防災部会 ○部会長 高木英明 運営委員会 (R7-10-16)

○課題 小出地区における自主防災活動を行う。

○令和7年度防災部会活動方針

- (1) 自治会単位防災訓練の支援バックアップ
- (2) 地区総合防災訓練の実施
- (3) 避難行動要支援者の個別避難計画作成支援

○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）

1. 市内の施設からの依頼による災害避難訓練支援（9月30日（火）10:30～11:30）
 - (1) NP0 法人サザンベア（茅ヶ崎市矢畑995番地34地域活動支援センター）
 - (2) 同法人の運営規程第11条（非常災害対策）に基づき実施される避難訓練を、まちぢから協議会防災部会役員（高木・斎藤・簗島）が起案・実施支援した。
 - (3) 訓練参加者は、利用者12名、職員8名、理事長・施設長。
 - (4) 訓練前半：建物内で作業中に地震発生を想定し、利用者はヘルメットを付けて、各自の作業机の下に入って静止した。訓練後半：参加者が一団となって、近く（徒歩5分）の矢畑東公園に避難し、全員点呼の後、作業所に帰った。要支援者を助け合いながら移動したのがよかった。帰還後、各自が訓練の感想を述べた。
2. 小出地区総合防災訓練（11月9日（日）9:00～12:00）準備作業
 - (1) 訓練の概要と当日のスケジュール（10月1日に自治会回覧）
 - (2) 自治会長への依頼（発送9月中旬→回答10月19日）
当日の参加想定人数の報告、炊き出し訓練担当者の推薦
 - (3) 防災部員への依頼
現場事前確認 10月23日（木）10:00～北陽中学校
当日の役割分担（避難所開設、受付、訓練誘導等）の確認
3. 出前講座「地球温暖化と異常気象」（講演とグループワーク）

日時：11月30日（日）13:30～15:15

場所：小出コミュニティセンター大会議室

講師：神奈川県気候変動適応センターの専任スタッフ

対象：小出地区の住民（小学校高学年から高齢者まで）
4. 令和7年度第3回防災部会

日時：11月30日（日）18:00～19:30（予定）

場所：小出コミュニティセンター大会議室

 - ・地区防災訓練総括（参加者数、アンケート回収報告等）
 - ・防災対策課による講演：茅ヶ崎市における津波避難対策について
5. その他

以上

○部会名 下寺尾遺跡部会 ○部会長 宇尾野政徳

○課題 遺跡の価値をより多くの人々に知ってもらう、博物館、観光協会、
その他関連団体との連携

○短期的取り組み又は目標

下寺尾官衙遺跡群と環濠遺跡を保存活用し、地域の活性化に繋げる

○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）

- 1, 9月19日20日北陵祭、遺跡展示お手伝いを行った
- 2, コミセン祭り、伽藍パン、タオルの販売で参加
- 3, 茅ヶ崎市下寺尾西方遺跡保存活用審議委員会参加
- 4, 10月26日開催予定の遺跡文化祭について、チラシ、小出地区回覧、
茅ヶ崎市公民館など広報を行った。文化祭準備を進めている。
- 5, 10月18日、社会教育課主催の川崎橘官衙見学へは、遺跡部会より4
名参加予定。

次回遺跡部会令和7年10月15日（水）18時より（冬時間）

○課題

ごみの不法投棄による被害と環境破壊をこれ以上進行させない

○短期的取り組み又は目標

- ①ごみの不法投棄に対する対応と再発防止の為の課題抽出
- ②ごみの不法投棄防止の為の啓蒙活動
- ③環境事業センター（以下K J C表記）、警察との連携→監視カメラの有効活用
- ④不法投棄誘発地の荒廃改善活動

○直近の活動状況（前回の報告からの進展・事業予定）

1) 最近の不法投棄の情報交換(映像写真にて確認)

- ・8/20 斎場通り、芹中通り交差点に450ゴミ袋
- ・8/21 芹東・冠木 市川家墓地前の畑の入口にコンクリートガラ混じりの土
- ・8/25 里山公園正面街路灯下買い物かごに入った可燃ゴミ
- ・8/26 細紺・細谷中央通り、斎場通り交差点手前に使用済蛍光灯約12本
- ・8/28 行谷、県水道局関与地の土手の上に紙箱、ビニール入り可燃ゴミ
- ・9/8 細紺、斎場西側の路上に封筒などが入ったビニール袋
- ・9/8 芹東、藤沢市境ドコモ鉄塔脇、不燃ゴミ、缶等
- ・9/11 芹東・斎場通り細谷中央通りとの交差点 WAX ポリッシャー

計8件

2) 小出コミセン祭りへの参加(10/5)

- ・一昨年の物を参考に展示の背景印刷を検討。草刈り、道路清掃等実践活動の写真展示や部会報等を置いて活動を紹介する。
- ・“どうしたらゴミの不法投棄を防止できるか”来場者にアンケートを行う事を検討する。

3) 部活動紹介

- ・9/3 大谷通り、城ノ腰のダイトーフジテック社前から斎場通り入口付近までの枯葉・雑草・歩道にはみ出している木、竹、葛の蔓、斎場通りと細谷中央通りが交差点、高圧線鉄塔の下歩道の枯葉、雑木の除去、収集を行い、KJCに回収をお願いした。
- ・ポイ捨て抑制ポスターがA3サイズでは目立たない為、A2サイズに変更(5箇所)。今後残り21箇所予定。

4) 部会報発行の件

- ・第3号が刷り上がり、全戸配布すべく19日に仕分け作業、自治会別に配布依頼を行った。学校、老健施設等の各団体へも配布した。

5) 令和8年度特別事業費予算申請書提出の件

- ・一部修正して再提出予定、大幅修正はない。

6) 環境事業センターからの連絡事項

- ・コミセン祭りで出るゴミの分別指導・作業とゴミ収集の要請があったので。例年通り協力する。
- ・斎場通り、芹東に県が設置した監視カメラの設置期限が満了となるが、1年間の設置延長が認められた。当部会が、久組の資材置場問題で県政総合センターに熱心に交渉したことも評価されたようだ。
- ・KJC主催の「不法投棄防止対策会議」を例年通り実施予定。日にちが確定し次第、小出地区にはまちぢから協議会宛に案内状を提出する。

7) その他

- ・小出クリーンキャンペーンイベントの件
小出七福神巡りとのコラボを検討してみたが、七福神巡りの主催者である社会福祉部会にて検討結果、白紙となった。
- ・ポイ捨て抑制ポスター効果点検の件、1～2か月のデータで検証困難のため点検を続ける。

*次回定例会は、令和7年10月18日(土)18時～

小出コミセン第1会議室

議題(2) 11月研修会兼懇親会について

11月研修会兼懇親会(案)

期日 令和7年11月22日(土)

場所 市役所分庁舎 コミュニティホール

1 研修会(14:30～16:40 コミュニティホール半面)

- (1) テーマ まちぢから協議会・自治会等業務へのデジタル活用
- (2) 目的 デジタル活用をすることで、各団体の業務効率化による負担の軽減や、地域活動のさらなる活性化を目的とする。
- (3) 手 法
 - ア デジタル化に係る講演
 - イ デジタル活用をしている単位自治会等(3団体)による事例紹介

タイムスケジュール(イメージ)

14:30 開会

14:40 ～15:15 講演「(仮)デジタル化による業務負担の軽減」(35分)

15:20～16:15 事例紹介(各自治会持ち時間15分程度)

① 15:20～15:35 ②15:40～15:55 ③16:00～16:15

16:20～16:35 質疑応答(15分)

16:40 閉会

(4) 出席者数 82名

- ア 各地区まちぢ協 65名(各地区委員含め5名 13地区×5名)
- イ 講 師 講演1名 事例紹介6名(3団体×2名)
- ウ 来 賓 4名(市長・両副市長・くらし安心部長)
- エ 行 政 4名(市民自治推進課長他3名)
- オ 事務局 2名

(5) 事前準備とスケジュール

ア 事前準備(アンケートの実施)

- ・9月定例会において、二次元バーコードによるアンケート実施の協力依頼をする。
- ・アンケートの対象は、自治会以外の団体も含むこととする。